

熊取事業所 保安規定変更申請（検査制度の見直し）コメント対応整理表

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料	申請書反映箇所
1-1	<p>一般産業用工業品が、調達物品等要求事項に適合していることを確認する方法として、品質管理基準規則第34条以降の解釈で、一般産業用工業品の情報を入手して原子力事業者が技術的な評価を行うこと、一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に提供し技術的な評価を行わせることが解釈で示されています。資料の256では、保安規定第12条の8の調達プロセスの2項で、調達物品等要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を定めると規定していて、次の12条の9で調達物品等の要求事項の(6)で一般産業用工業品を使用するに当たって、評価に必要な要求事項を含めると書いてありますけど事業者として、一般産業用工業品の設置場所の環境の情報を供給者に提供し技術的な評価を行わせることについて、保安規定若しくは下位文書にどのように規定してどのように管理しようとしているのか、説明をお願いします。</p> <p>(中略)</p> <p>保安規定と下位文書で決めている事項について整理してどういうような考え方で規定しているかについては、今後の面談等で確認していきたいと思います。</p>	<p>一般産業用工業品の調達につきましては、従前から調達先に対して、調達要求事項として提示してきておりますものでございます。その中に具体的なことは記しまして伝えているということでござります。また、それを我々が入手しましたら技術的な評価というものは、従前から行っておりますのでそのような形で実施してまいります。</p> <p>→9/17WEB面談：一般産業用工業品に関する保安規定申請書の記載に関して、品管基準規則第34条第2項を踏まえたものに見直すとともに、同規則の解釈に示された例示を取り込む。</p>	資料1-2 (H-20101) 17頁(No.256) →H-20101-1 17頁(No.256)	第12条の8（調達プロセス） 第2項
1-2	<p>試験検査を行う者の独立性に関して規定がありますが、その中で検査を行う者の力量管理について確認します。使用前事業者検査等の独立性の確保に関して、品質管理基準規則の48条第5項の解釈で、使用前事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないことということで、使用前事業者検査等を実施する要員は、当該検査に必要な力量を持ち適正な判定を行うに当たり不当な影響を受けることなく当該検査を実施できる状況にあることが示されています。また、同じ品質管理基準規則22条では、原子力事業者は、個別業務の実施に必要な技能や経験を有し意図した成果を達成するために必要な知識、必要な力量が実証された者を充てるとしていますが、今回申請のあった保安規定第13条の3の5項、要員の力</p>	<p>力量につきましては、従前23条で教育訓練ということで規定しています仕組みの中で実施していきます。具体的なところにつきましては、検査ですので検査要領書の検査項目、設備機器ごとに作成し読み合わせを行い、設備機器を所管する部門が力量を持つということを認定する等の手続きを踏まえて検査をさせています。この辺りについては、特に変更が必要ないと判断しています。検査の独立性については、どのように行うかということに関して、ご質問をいただきましたが、13条の3若しくは、第6章の施設管理で同じように記載していますけど、検査に関わるような設備の調整であったり、点検であったりを行った者に関しては、検査を実施させないと規定しています。また、組織の活動としましては、我々の組織の規模とし</p>	資料1-2 22頁(No.346) →H-20101-1 22頁(No.346)	—

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料	申請書反映箇所
	<p>量の確保及び教育訓練では検査を実施する要因の力量について記載がありません。保安規定の第10条の3についても同条の2項で今回の認可申請で変更なしとしております。この点について、使用前事業者検査を行う者の要因の力量をどのように規定しているのか説明してください。</p> <p>(中略)</p> <p>検査を行う者の力量管理ですが23条で規定していると説明がありましたが、今回23条は特に変更がなくて申請書の方にも記載がありません。使用前事業者検査については、4/1の法令改正で新たに検査の役割、位置付けが規定されたものですので、保安規定上、うまく現状の保安規定で読めるかもしれません、今回新たに制度改正を踏まえた対応を保安規定と関連する下位文書でどういうふうに規定しているのかというの引き続き確認していく必要がありますので要求事項に従ってどのように仕組みを構築しているのかについては、今後の面談で確認をしていきます。</p>	<p>て、完全に独立した組織で検査をするということが非常に難しいところでございまして、可能な範囲で別の組織で検査するということはやりたいと思っていますけども、専門性であるとか、小さな組織の所管するものにつきましては難しい場合が出てまいりますので、少なくとも別の者が検査を行うことで規定しています。</p> <p>→9/17WEB面談：保安規定第23条第3項について、法令改正を踏まえた記載に適正化するとともに検査員の力量に関して(2)を追加(以下(3)に番号繰り下げ。)する。また、第23条を引用している第10条の3の記載を見直す。</p>	H-20104-1 18頁 H-20104-1 7頁 H-20101-1 13頁 (No.164, 165)	第23条（力量、教育・訓練及び認識）第3項 第10条の3（要員の力量の確保及び教育訓練）第1項、第2項
1-3	<p>品質目標について定めているものですが基準規則上の定めはどうに書いているかというと、経営責任者は部門において必要な目標を定められているようにしなければならない。経営責任者に対しての求めであります。今、保安規定を見るとそれが所長に移譲されていまして経営責任者が定められていない形の保安規定になっています。ここは、品質基準規則の意図を汲み取っていただきたいと思っております。</p> <p>(中略)</p> <p>基準規則の要求と保安規定の記載が異なっているということを申し伝えまして、許可と保安規定の話ではありません。規則で要求している事項と保安規定に記載されている事項が異なっているということを伝えたので、どういう考え方で変更しているのかを別の機会でも結構ですのでご説明ただければと思います。(中略)もしこの場で規則の要求と保安規定の記載が違っていることについて説明できるのであれば、よろしくお願いします。</p> <p>(中略)</p> <p>品質目標を要求している第2条の主語は、経営責任者は、ということで要求していますので、ここは所長はというところに権限委譲しているというところが、こちらとしては疑問な点であります。</p>	<p>方針類につきましては、本社社長が定めておりまして、それを事業所で具体的に展開するために目標設定していく、その設定のまま、実施のままを所長がフォローして社長に報告を上げていくというそもそもその仕組みの立て付けがございますので、それを踏まえた記載ぶりでございます。</p> <p>基準規則でいいますと第11条経営責任者は、というところで加工事業許可本文、保安規定いずれも社長が方針を定めるというところでございます。定めた方針をどのように展開していく、どのようにフォローしていくらよいかにつきましては、それ以降の条で記しております。具体的には、保安規定でいいますと第7条でございます。</p> <p>保安品質目標につきましても現状、社長の定める弊社の2次文書の中で規定しておりますその中から所長以下各部へと展開していく仕組みとなっておりまして、この部分の記載につきましては検討が必要だと思いますので今後検討したいと思います。</p> <p>→9/17WEB面談：冒頭の「所長は・・・」について「社長は、所長を通じて・・・」と見直すことを検討中。</p>	資料1-2 9頁(No.94) →H-20101-1 9頁(No.94) 資料1-2 8頁(No.86) →H-20101-1 8頁(No.86) (2次文書への展開は申請書別表19参照) H-20104-1 5頁 H-20101-1 9頁(No.94)	第7条（保安品質目標） — 第7条（保安品質目標）第1項

○9月7日（審査会合コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料	申請書反映箇所
1-4	核燃料物質の管理、放射性廃棄物の管理の条文でありまして、今回規則改正によりまして、保安規定の審査基準に照らして妥当なことだとか、規則の要求が入っているかの観点で確認が必要と思っております。この中で、中身が書いていないので不明ですけども、特に今回加わりましたのが事業所外の廃棄及び運搬に関する行為の実施体制という点と、許可で実施されている場合ですけども平常時の環境放射性モニタリングの実施体制、この2つの点がしっかりと7章8章の中に入っているかを確認させていただきたいと思っております。	我々の説明の対応が必要な部分かなと思っておりまして、従前変更していない部分が申請書の中で説明できておりませんので、その部分が大丈夫かというご指摘だと受け止めております。審査基準と照らして説明できるように今後対応させていただきたいと考えております。 →9/17WEB面談資料（H-20104）において、保安規定を変更しない記載も含めて、審査基準に照らして適合する物であることを説明する。9/17WEB面談でのコメントを踏まえH-20104を見直した上で、補正申請の参考資料とする。	資料1-1 10頁(第7章、第8章) H-20104-1 30~31頁	— 第71条、第74条、第75条及び別表9, 10, 11 (2-1参照)
1-5	保安規定変更認可申請されて、審査基準に照らして審査している状況です。今回、審査基準が改正されまして、改正事項に対して全てに対して変更している状況ではないということですので、変更していない点も含めて改正した内容がどういうところで、どういう解釈で変更する必要がないのかということも含めて審査基準全体に対してご説明していただく必要がありますので、そういう認識の下、資料を準備してご説明ください。	拝承。	—	（補正申請書の参考資料として添付して示す。）

○9月17日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料	申請書反映箇所
2-1	平常時の環境モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について、現行保安規定の記載（第38条、第39条）で読み取れるのか、確認すること。	←9/17WEB面談では、環境モニタリングに関する許可の記載（許可本文P.115(二)、添6P.6-31(ハ)、体制は添2P.2-7(二))を説明。保安規定については放射線管理のPDCA第38条、第39条（第5章放射線管理）からの別表9, 10への展開と、放射線管理基準への関連については別表19による条文整理を説明。 審査基準においては、加工規則第8条第1項（放射性廃棄物の廃棄）6.として定められている項目のため、あらためて保安規定を確認したところ、第71条、第72条（第8章放射性廃棄物管理）からの展開として環境モニタリングについて記載を追記するとともに、別表9, 10, 11に掲載された事項に環境モニタリングに関連するものが含まれていることを再整理して補正することとする。なお、別表19における条文と2次文書との整理においては、これら第71条、第72条、第74条、第75条も含めて、放射線管理基準に関連付けた整理となっており、別表19は変更不要。	— H-20104-1 30~31頁	— 第71条、第74条、第75条及び別表9, 10, 11
2-2	非常用電源設備3台について、現状の記載が2台のため、どこかに入れないと巡視から漏れかねない。新規制基準適合の設工認申請後に反映することではあるが、忘れないこと。	新規制基準適合の設工認申請前の現段階においても、非常用電源設備3台とも巡視の対象としていることを踏まえ、別表13の2の巡視の記載を当該2台から3台に追加・変更する。	—	別表13の2 第24条（非常用電源設備）

○9月17日（WEB面談コメント）

番号	コメント内容	回答／対応	資料	申請書反映箇所
2-3	保全区域については、発電炉での実施例との比較だけではなく、放射線管理であるとかソフト対応で判断していくウラン加工において、その対応が重要であることを踏まえて、「管理区域内の安全機能の一部を管理区域外に設置し、外から中をサポートする場所」との考え方を基に、保全区域を選定する必要がないか、検討すること。	補足説明資料(H-20105)に示した保全区域の選定の考え方方に加えて、当該コメントへの検討を行った。その結果、放射線監視盤が設置された周辺監視区域及び通信連絡設備の設置された周辺監視区域から該当する場所を選定し、「第2加工棟 第2出入管理室」、「第1加工棟 第1事務室」、「第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室」、「保安棟及び事務棟の該当する場所」(2か所)を追加することとする。 ※：別図2-(2)及び別図2-(3)に該当箇所を図示する。	H-20105-1 2頁	別図2-(2) 別図2-(3)
2-4	面談資料H-20104においては、別表の改正もあり、資料に追加すること。補正申請に向けて、新旧対照表においては、変更しない箇所についても全て示すこと。審査基準や法令について、保安規定が対応していることが分かるような申請書とすること。職務、計画、実施、評価及び改善、機器、設備の管理に漏れがないか、全般を見て整理を進めること。	拝承。	—	全般
2-5	自主的に気づき補正申請において修正する点においては、適切な記載を行うこと。条文引用などにおいて不整合のないように、全文にわたって確認すること。	拝承。	—	全般